

## 「2016年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(第1版・第2刷)」の補足・訂正について

皆様には標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をかけて申し訳ございませんが、次の修正箇所をご確認の上ご訂正くださいますようお願い申し上げます。

## 【医療保険】

## P61【関連参考資料】保険医療機関が算定する「精神科重症患者早期集中支援管理料」

(旧)

<b>精神科重症患者早期集中支援管理料1</b> (保険医療機関が単独で実施、同一時間帯の訪問は当該医療機関が算定)	
イ 同一建物居住者以外の場合： 1,800点	ロ 同一建物居住者の場合 (1) 特定施設等に入居する者の場合：900点 (2) (1)以外の場合：450点
<b>精神科重症患者早期集中支援管理料2</b> (訪問看護ステーションとの連携で実施、同一時間帯は訪問看護ST算定)	
イ 同一建物居住者以外の場合： 1,480点	ロ 同一建物居住者の場合 (1) 特定施設等に入居する者の場合：740点 (2) 以外の場合：370点



(訂正後)

<b>精神科重症患者早期集中支援管理料1</b> (保険医療機関が単独で実施、同一時間帯の訪問は当該医療機関が算定)	
イ 単一建物診療患者が1人の場合：1,800点	ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合：1,350点
<b>精神科重症患者早期集中支援管理料2</b> (訪問看護ステーションとの連携で実施、同一時間帯は訪問看護ST算定)	
イ 単一建物診療患者が1人の場合：1,480点	ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合：1,110点